

【Ⅱ-5-1 地域において重症患者の訪問診療や在宅看取り等を積極的に担う医療機関・薬局の評価-⑤】

⑤ 在宅療養支援診療所・病院の見直し

第1 基本的な考え方

在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院について、災害時における在宅患者への診療体制を確保する観点から、要件を見直す。

第2 具体的な内容

在宅療養支援診療所・病院の要件に、業務継続計画の策定及び定期的な見直しを行うことを追加する。

改 定 案	現 行
<p>【在宅療養支援診療所】 [施設基準] 六 在宅療養支援診療所の施設基準次のいずれかに該当するものであること。 (1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。 イ～タ (略) レ <u>業務継続計画の策定及び定期的な見直しを行うこと。</u></p> <p>[経過措置] <u>令和8年3月31日において現に在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、第三の六の(1)のレに該当するものとする。</u></p> <p>※ <u>機能強化型(連携型)在宅療養支援診療所・病院及び機能強化型ではない在宅療養支援診療所・病院についても同様。</u></p>	<p>【在宅療養支援診療所】 [施設基準] 六 在宅療養支援診療所の施設基準次のいずれかに該当するものであること。 (1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。 イ～タ (略) (新設)</p> <p>[経過措置] (新設)</p>